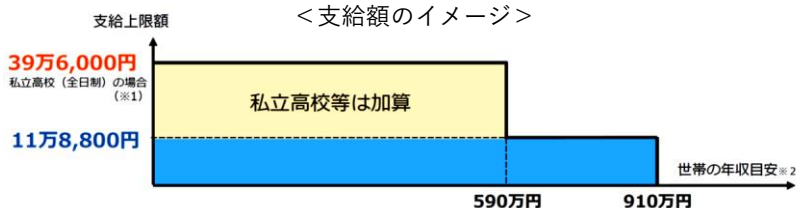


山女がより通いやすくなりました！

【国の制度】

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



- ※1 私立高校（通信制）は29万7,000円
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額
- ※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

＜判定基準について＞

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < 15万4,500円 ➡ 支給額：最大39万6,000円

（15万4,500円以上）
< 30万4,200円 ➡ 支給額：11万8,800円

※マイナポータル上での項目名
・課税所得額（課税標準額）
・市町村民税・調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1,030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1,070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1,090万円	～約740万円

- ※支給額は、私立高校（全日制）の場合。
- ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。
- ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。 文部科学省HP掲載資料より抜粋

文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



【2023年度 授業料について(参考)】

山陽女学園高等部	S・理系・文系 特進コース	普通科 各コース
年額 授業料	470,400円	452,400円

* 就学支援金満額支給時の月額授業料

→ S・理系・文系特進コース・・・6,200円
普通科各コース・・・・・・・・・・4,700円

【山女の特待生制度】

* 特進・クラブ特待生制度による

入学時納入金の免除や授業料等給付または免除

* 姉妹が同時在学中の場合、妹の授業料半額給付

【その他の制度】

* 広島県高校生等奨学給付金

* 広島県高等学校奨学金 など自治体独自の制度